【議事1】

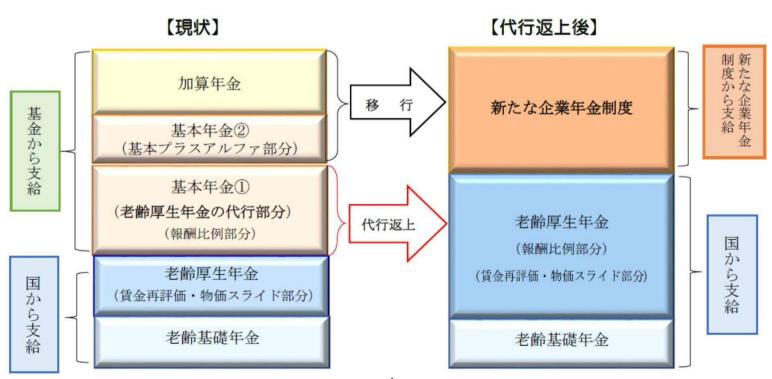
厚生年金基金代行返上益の概要

1. 厚生年金基金代行返上とは

厚生年金基金※は、国の老齢厚生年金の報酬比例部分の運用を、代行して行うこととなっている(代行部分)。この代行部分の支給義務を国に返上することを代行返上という。

平成14年に確定給付企業年金法が施行され、代行返上が可能となった。この際には、代行部分の支給義務を免れるとともに、最低責任準備金相当額を国に納付することとなる。

※ 厚生年金基金とは、企業が厚生労働大臣の認可を受けて設立する法人で、企業の年金資産の管理、運用及び年金給付を行う。



2. 厚生年金基金代行返上益が発生する仕組み

代行返上では最低責任準備金を国庫に納めることにより 代行部分の債務(支給義務)が免除

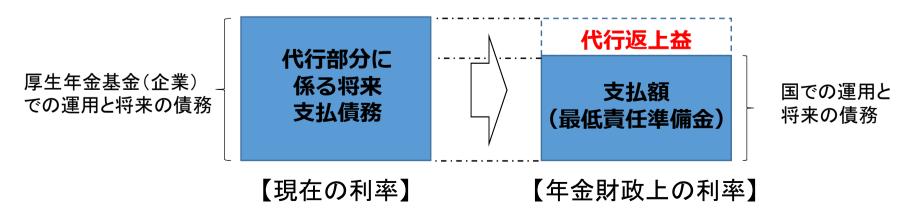


厚生年金基金(企業側)の運用利回りは現在の利率を基に将来支払い債務が算定される。一方、国では年金財政計算上の利率を基に算定するため、将来の支払い債務に差が生じる。



厚生年金基金代行返上益(ノンキャッシュ※)の発生

※将来の債務を減少する際に資金的裏付けのない収益が認識されるため、ノンキャッシュの利益が発生する。



3. 各社の代行返上に係る収益

厚生年金基金代行返上益は、平成29年度までに各社以下の通り発生。

[代行返上に係る収益]

	東日本	中日本	西日本	首都	阪神	本四	6社計
高速道路事業	約260億円	約210億円	約251億円	約142億円	約63億円	約48億円	約976億円
関連事業	約20億円	約13億円	約19億円	約8億円	約3億円	約2億円	約68億円
合計	約281億円	約223億円	約271億円	約150億円	約66億円	約51億円	約1,045億円